

阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年阿見町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の公布の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年条例第2号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	

議案第112号 説明資料

【主な改正の理由】

- ・公職選挙法施行令の一部改正に伴い、当該政令に規定される基準額を参酌している選挙運動用ビラ作成公営費について改正するもの。

【改正内容等】

- ・第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

【適用の時期】

- ・令和8年3月19日任期満了に伴う阿見町長選挙から